


所管部課	総務部文書課	部長	北田和雄	
件名	東大和市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程について			
		区分	1 審議事項 ○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市固定資産評価審査委員会条例		
	部課機関			
1. 要旨				
(1) 改正趣旨 「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」により東大和市固定資産評価審査委員会条例が改正されたため、標記規程について所要の改正を行う。				
(2) 主な改正内容 ア 委員長の専決の規定の整備 イ 書記等に関する規定の整備 ウ その他(傍聴に関する規定の整備、表現整理など)				
(3) 施行日 平成28年4月1日				
(4) 影響及び効果 委員長権限に関する規定等の整備により、審査手続の効率化が図られる。				
2. 経過(現時点に至るまでの経過)				
平成26年6月 行政不服審査法(全部改正)が成立				
平成28年2月 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例が成立				
平成28年3月 規程改正案につき文書課審査済み。 第4回固定資産評価審査委員会において原案可決・公布 (平成28年4月1日 上記法律・条例・規程の施行)				
3. 留意事項(問題点等)				
4. 主管部処理案(検討結果等) 規程改正に基づく諸準備を進める。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。